

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成 9 年 11 月
岡 山 県

目 次

第 1 基本的な考え方

第 2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

- (1) 整備のあり方
- (2) 整備の進め方

2 地区の設定に関する事項

3 土地利用に関する事項

4 施設等の整備に関する事項

5 その他必要な事項

第 3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

- (1) 整備のあり方
- (2) 整備の進め方

2 その他必要な事項

- (1) 施設等の整備に関する事項
- (2) その他必要な措置に関する事項

第 4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 基本的な事項

- (1) 整備のあり方
- (2) 整備の進め方

2 その他必要な事項

- (1) 施設等の整備に関する事項
- (2) その他必要な措置に関する事項

第 5 その他

第1 基本的な考え方

近年、余暇時間の増大や心の豊かさ重視への国民の価値観の変化等に伴い、自然が豊かな農山漁村や農林漁業への期待や関心の高まりが見られ、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、農作業、森林施業、漁ろう等地域の農林漁業や自然などを体験し、これに親しもうとする動きがみられる。このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、来るべき21世紀に向けてゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、都市住民との交流の活発化や農林水産物の販路拡大などの経済的な効果等により、その活性化の有力な手段となり得るものである。

瀬戸内海に接する本県は、北部に蒜山三座・後山などの秀峰があり、中央部に吉備高原、さらに南部には平野部が広がり、地形的に極めて変化に富んだ県である。そして、中国山地に源を発して南流する高梁川・旭川・吉井川の三大河川では、井倉峡や奥津峡のような美しい溪流や渓谷が見られ、谷あいには湯原・奥津・湯郷の美作三湯に代表される温泉が湧出するなど、豊かな自然に恵まれている。歴史的にも、古くから吉備の国として栄え、吉備路風土記の丘などの史跡や桃太郎伝説が残り、日本三名園の一つ後楽園や、庶民の子弟のための学校としては世界最古の閑谷学校などの文化遺産も県内各地に数多く残っている。また、備中神楽・農村歌舞伎等の伝統芸能が伝承されている。

農林水産業面では、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、マスカットや白桃などの果物をはじめ、朝日米などの優良米や全国に先駆けて取り組んでいる有機無農薬農産物、岡山和牛肉やジャージー牛乳、さらに瀬戸内海の水産物など、バラエティに富んだ特産物を生産している。

本県ではグリーン・ツーリズムに関する施策として、農林漁業体験施設・宿泊施設・加工直売施設等を国庫補助事業及び県単独事業により整備、併せて、各施設の連携を図り都市農村交流を進めていくための推進事業を実施している。また、県単独事業により、ふるさと村の整備や農村型リゾートの整備等も行っている。

これらの現状を踏まえながら、農林漁業や貴重な自然資源を活かしつつ国民の多様なニーズに応え、地域の活性化のより一層の進展を図るために、地域の特色を活かし、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、本基本方針を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すこと。

ア 良好的な農村景観の形成

自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の自然環境・先人が築いた「棚田」等の歴史的景観が一体となって、良好な農村景観が形成されること。

イ 交流のための良好な空間の形成

地域の景観に配慮し、自然と人が一体となり、憩いとやすらぎの空間が、形成されること。

ウ 農作業体験施設等交流施設の総合的・一体的整備

農業・農村に関する公的な体験施設・宿泊施設等や第3セクターの運営による施設等と農林漁業体験民宿・民営宿泊施設・体験施設等が地域の中で一体的に整備され相互に連携し、全体として魅力ある地域づくりがなされること。

エ 歴史的・文化的資源等を活かした機能の整備

地域の農業者等による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われるほか、地域の名人の能力を發揮し、地域で伝承されている食・工芸・芸能等といった地域の諸資源を活かし、岡山の特色と地域の独自性に満ちた多様な余暇活動の場が提供されること。

オ 交流人口の増加による効果の発現

農村滞在型余暇活動の機能の整備が、交流人口の増加等により農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の向上等、地域の活性化が図られること。

カ 地域での推進体制

各種団体が有機的に連携し、地域住民の総意により、自然景観の保全、体験・宿泊施設の整備が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めること。

ア 住民の主体性の尊重及び組織的な取組

地域に賦存する各種の地域資源及び農業者等地域住民の主体性と創意工夫を最大限に活用し、地域を挙げた組織的な取組に努める。

取組に当たっては、整備地区における農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図り地区の主体的な取組を進めるとともに、農業団体、市町村、余暇活動に関連する団体等関係者の連携、また、都市との情報交換による連携を図ること。

イ 農業をはじめとする地域産業の振興

地域の総合的な振興計画に基づき、農産物の生産振興、農産加工品の開発、販売促進及び観光産業等関連産業の振興に努めること。

ウ 多様な人材の育成と活用

体験・宿泊施設等の利用者の安全の確保、農業・農村に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るために、農作業体験等の指導、体験・宿泊施設の運営等を行う人材の育成に努めること。また、女性・高齢者の活躍する多くの場が想定されることから、地域に埋もれた伝統的技術等の伝承者の発掘に努めその能力の発揮に配慮すること。

エ 自然環境・景観の保全との調和

良好な農村景観の形成や優良農地の維持・保全等を図るために、地域連携による地域の農業者等との調整により、土地利用関係法令の適切な運用等を行い、秩序ある土地利用の推進に努めること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構すべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を構すべき地区の設定は、次の要件を満たす地域について設定すること。

(1) 地域住民の取組意欲の高い地域

農業者をはじめとした地域住民の合意形成が図られており、地域住民の主体的かつ一体的な取組のもとに、推進されると認められる地区であること。

(2) 農用地が有効に利用される地域

農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、耕作放棄地や荒らし作り等がなく、適正に管理され有効に利用されていること。

(3) 美しい農村景観が形成される地域

美しい農村集落のたたづまいを残す「ふるさと村」や「棚田」に代表されるように、自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが相まって良好な農村の景観が形成されていること。

(4) 機能の整備の促進が適当と認められる地域

自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保、地域の活性化の観点から、機能の整備の促進が適当と認められること。

(5) 特色のある余暇活動の場の提供

農業生産活動、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を発揮できる人材がいて、併せて、地域社会活動が地域住民により活発に行われ、岡山の特色が体感できる、地域の特性を活かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。

(6) 農業振興地域

当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

(7) 他地区との有機的な連携

市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るために農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能を十分発揮するとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺空間等について、「棚田地域」や「ふるさと村」等地域固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進すること。

併せて、公益的機能を増進するとともに、そのPRに努めること。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るために、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用すること。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うこと。

(1) 魅力的な施設の整備

農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を十分に活かしつつ、岡山の特色ある魅力的な施設等の整備に努めること。

(2) 地域農業の理解促進への配慮

都市住民等が滞在しつつ、農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備に努めること。

(3) 地域住民の意向の重視

施設等の整備に当たっては、地域住民の意向が十分反映されるよう努めること。また、女性・高齢者の能力が十分に発揮される場の確保に配慮すること。

(4) 施設の効率的利用

施設等の整備に当たっては、四季を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。

(5) 施設間の有機的連携の確保

施設等の整備に当たっては、岡山の特色ある「農村型リゾート」や「ふるさと村」等の既存施設等との調和を図るとともにその積極的活用を図ること。また、各施設等は総合的・計画的に配置し、相互に有機的な連携を有するものとするここと。

なお、施設等の整備に当たっては、類似の施設等との重複がないよう特に留意すること。

(6) 周囲の環境との調和

施設の整備に際しては、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 市町村の振興計画との調和

市町村で計画する総合計画、農業振興地域整備計画その他農業の振興、農村の整備に関する計画との調和を図ること。

(2) 整備地区間の連携

市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮すること。

(3) 地区関係者の連携による取組の推進

農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど、地区的関係者の連携による取組を推進すること。

(4) 内水面漁業との調整

豊かな河川に恵まれた本県の特徴を生かしていくという観点から、農村地域での滞在型余暇活動に内水面漁業活動の役割を位置づけ、内水面漁業者等との調整を行うこと。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、

ア 山村ならではの多様な余暇活動の場の提供

都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を活かし、森林の保健機能が高度に発揮される多様な森林資源が形成されるとともに、自然観察や森林浴、キャンプ等の野外活動や野鳥とのふれあいの場となる「美しい森」の整備など山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成されること。

イ 森林が持つ多面的機能の発揮

その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、

ア 森林整備の推進と地域林業の振興

地域の森林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努めること。

イ 余暇活動と生産活動との調和

都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努めること。

ウ 森林の多面的な機能の高度発揮

地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法等に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど、森林の多面的な機能の高度発揮に努めること。

エ 体験のための空間及び指導

森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努めること。

オ 体験指導のための人材育成及び活用

森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の能力の発揮とその育成に努めること。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うこと。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るために、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めること。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、そのほか、

ア 漁村ならではの多様な余暇活動の場の提供

都市住民等に漁業の体験、その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されること。

イ 漁業者等による質の高いサービス

漁ろうの体験等について、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高い瀬戸内の特色あるサービスの提供が行われること。

ウ 地域活性化への寄与

機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られること。

(2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同様であるが、そのほか、

ア 地域漁業の振興

漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮すること。

イ 生産活動との調和

漁場の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努めること。

ウ 体験指導のための人材育成

漁ろうの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るために、体験等の指導を行う人材の育成に努めること。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮しつつ、必要な措置を講じるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

2 市町村間の連携活動の推進

他の市町村と連携して都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取組を行うものとする。

また、余暇活動に関連する団体等との連携による取組を行うこと。

3 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフ、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮すること。

4 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。

また、余暇活動に関連する団体等と連携し推進すること。